

平成27年2月26日改正

平成30年4月10日改正

令和元年11月7日改正

令和6年11月28日改正

新潟市人事委員会が行う職務専念義務の承認のうち軽易なものを指定する要綱

新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第11号)第2条第13号又は新潟市消防職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第12号)第2条第12号に規定する承認のうち、新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程(平成19年新潟市人事委員会訓令第1号。以下「人事委員会委員長及び事務局長専決規程」という。)第3条第8号の規定により事務局長が専決できる軽易なものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 国民スポーツ大会若しくは北信越国民スポーツ大会又は全国障害者スポーツ大会の監督若しくはコーチ又は競技役員(審判又はトレーナー等)として委嘱され、これらの大会に派遣される場合
- (2) 国民スポーツ大会若しくは北信越国民スポーツ大会又は全国障害者スポーツ大会の選手として選出され、これらの大会に選手として参加する場合
- (3) 教育職員であって、新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則(平成29年教育委員会規則第3号)第2条第2項に規定する運動競技等に、学校以外の主体が実施する部活動(地域クラブ活動)の指導者として派遣される場合
- (4) 安全衛生委員会の委員が自治労安全衛生集会に参加する場合
- (5) 人事院が地震、水害、火災その他の災害に伴い、職員の職務に専念する義務の免除に関して臨時措置を講じた場合に、その措置が廃止されるまでの間において次のいずれかに該当するとき。

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

ウ ア及びイに準ずるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、当該各号に類似するもので軽易なものと認められる場合。なお、この号により事務局長が専決した場合は、人事委員会委員長及び事務局長専決規程第5条に該当するものとして、人事委員会に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月28日から施行する。